

京都府北部における農地等を活用した 再生可能エネルギーの導入に関する可能性調査等 業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 趣旨

京都府においては、府内の地域特性に応じた再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入ポテンシャルを把握した上で、適切な環境配慮と円滑な住民合意を図り、地域のメリットにも繋がる、地域共生型の再エネ導入を促進するための施策展開を図ることとしている。

本業務においては、これらの背景を踏まえて、農地等を活用した再エネ導入に関して北部7市町を対象とした勉強会の開催及び再エネ導入の可能性等に関する調査及び今後の必要な取組について検討することを目的とする。

(2) 業務名

京都府北部における農地等を活用した再生可能エネルギーの導入に関する可能性調査等業務

(3) 履行期間

契約日から令和5年3月17日（金）まで

2 業務内容

(1) 農地等を活用した再エネ導入に関する勉強会の開催

北部7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）の農林部局及び環境部局の担当者を対象に、農地等を活用した再エネ導入に関する勉強会を2回程度開催する。

具体的には、事前に農地等を活用した再エネ導入に関する先行事例（導入事例及び支援策事例）や京都府北部の農地等の状況を調査し、勉強会にて資料として提示するものとする。

また、農地等への再エネ導入に係る推進方策や各種課題（地元合意形成等）等の意見交換を行い、結果をとりまとめることとする。

なお、勉強会の開催にあたっては京都府と協議の上、各回のテーマ、記載方法を設定し、1回は現地（北部7市町内での府または市町の庁舎等を想定）で開催すること。会議室の借用や講師等を招聘する場合における経費等は、受託者の負担とする。

(2) 荒廃農地を活用した再エネ導入に関する可能性調査

① 荒廃農地における再エネ導入に関する可能性調査

ア 対象地域の農地に関するデータの整備

北部7市町内に存在する全ての荒廃農地（以下「対象地域」という。）を対象に、筆毎に以下に示す情報を収集し、整理することとする。

なお、対象地域における荒廃農地データの数量については試算上、令和元年度時点で約2,700ha程度と見込まれる。

[収集する情報項目]

収集を想定している主な情報項目は下記のとおりだが、他に荒廃農地の状況を示す有用な項目があれば、追加することも可能とする。

- ・ 現況地目 : 田、畑、樹園地、採草放牧地 など
- ・ 農振法区分 : 農振農用地区域、農振農用地区域外、農振地域外 など
- ・ 耕作状況 : やや不良、不良、荒廃地化、山林原野化 など
- ・ 利用状況調査結果 : 第1号、第2号、遊休農地ではない
- ・ 荒廃農地調査分類 : A分類、B分類
- ・ 所有者の農地に関する意向 : 自ら耕作する、所有権移転、貸し付け など
- ・ 所有者の意向 : 耕作する意志あり、貸したい、売りたい など

[想定する情報元]

農地データについては、下記の情報等を元に収集すること。

- ・農林水産省 eMAFF 農地ナビ (<https://map.maff.go.jp/>)
- ・農林水産省農地の区画情報 (筆ポリゴン)
(<https://www.maff.go.jp/j/tokei/porigon/index.html>)
- ・京都府・市町村共同統合地図情報システム [GIS]
(<https://g-kyoto.gis.pref.kyoto.lg.jp/g-kyoto/Portal>)

なお、市町から直接情報提供を受ける場合は、事前に京都府と協議すること。

イ 適地選定方法に関する調査・検討

1) 導入可能性に関する再エネ導入指標の検討及び設定

公表されている既存資料による文献調査及び(1)の先行事例調査により、荒廃農地において、営農型太陽光発電及び早生樹等バイオマス栽培の導入の可能性を評価する上で、必要となる情報項目(以下「再エネ導入指標」という。)を検討し、複数設定すること。

2) 再エネ導入指標に関するデータの整理

対象地域の筆毎に、再エネ導入指標に関する情報を収集し、整理すること。

3) 選定フローの検討

対象地域の中から、再エネ導入指標を用いて、営農型太陽光発電及び早生樹等バイオマス栽培の導入の適地を選定する方法(以下「選定フロー」という)について検討すること。

ウ 再エネ導入可能性の適地等検討及び整理

選定フローを活用し、対象地域から、市町毎に営農型太陽光発電及び早生樹等バイオマス栽培の導入の適地を抽出し、適地の分布状況や営農型太陽光発電及び早生樹等バイオマス栽培の導入ポテンシャル(導入可能性量)を整理すること。

② 今後の課題整理

今年度の調査・検討を踏まえて、今後の課題や課題解決に向けて必要となる取組等について提案すること。

(3) 京都府との定期協議

(1)及び(2)の調査の実施に当たり、京都府と月2回程度打合せを行い、打合せ議事録を概ね1週間程度以内にとりまとめ、報告することとする。

(4) 調査結果の報告

上記勉強会及び調査結果をもとに、業務報告書を取りまとめることとする。
なお、打合せ議事録をあわせて含めるものとする。

3 成果物

- (1)業務報告書(紙ベース1部と電子ベース1部) 一式
- (2)その他本業務により生じた資料・調査結果等 一式

4 その他

本仕様書に明記なき事項については、速やかに京都府と協議の上これを決定する。